

明峰素哲の生涯とその功績(三)

——瑩山門下の僧録として永光寺・大乗寺を担つた曹洞禪者——

佐 藤 秀 孝

加賀大乗寺への遷住

光禪：暦応初、加州大乗虚席、富樺城主藤原家善居士、請董
大乘。益盛叢席、道望弥高。

洞谷

扶桑：嗣後開法于大乘(及永光・光禪)、三坐道場、而名流
遐邇。

延宝：住大乘、(移永光、剱越之光禪寺、為第一世)。

本朝：遂住大乘、(尋移永光、越之檀越、剣光禪寺、延為
開山始祖)、三処道場、風規真密、參徒帰心。

諸祖：師受命礼辞、帰住大乘。(又遷董能之永光・越之光
禪)、故有三坐道場之名、流播寰宇。

聯燈：暦応初、移大乘。

源流：遂住大乘、(尋移永光、又開越之光禪)。

大乘：(尋董永光)、延元二年住本山。(後開山越之光禪)。

正中二年(一三三五)八月に最晩年の瑩山紹瑾より後席を託
されて以来、久しう能登の洞谷山永光寺の住持職を勤めてい
た素哲は、一〇数年の歳月を経過して後、かつて師翁の徹通

義介や本師の紹瑾が化導を敷き、自らも修道精進の日々を送
つた加賀の東香山樹林大乗寺に遷住することになる。

なぜか『洞谷五祖行実』のみは素哲が大乗寺に住持したこ
と自体を記していないが、他の燈史や僧伝は等しく素哲の大
乗寺入寺の事実を伝えている。ただし、すでに述べたごとく
「光禪開山老和尚行業記」や「洞上聯燈錄」「大乘聯芳志」で
は素哲が永光寺に住持して後に大乗寺に遷つたとするのに對
して、『続扶桑禪林僧宝伝』『延宝伝燈錄』『本朝高僧伝』『洞
上諸祖伝』などにおいては永光寺より先に大乗寺に住持して
いたかのごとく記している。おそらくこれは応長元年(一三一
一)一〇月一〇日に紹瑾が素哲に付与した大乗寺住持職を付
囑する内容の「法衣相伝書」をもつて正式の住持就任のごと
く解したことにならむものと見られ、實際には素哲がその時
点で大乗寺を継承した事実は認めがたいことから、明らかに
誤りであるといつてよい。素哲が大乗寺に入院するのは永光
寺の住持を退いて以降のことであることは動かない。

院した状況について、

暦応の初め、加州の大乗、席を虚にし、富樺城主藤原家善居士、請して大乗を董せしむ。益ます叢席を盛んにし、道望、弥いよ高し。

と若干ながら詳しい消息を伝えている。しかしながら、その他の燈史・僧伝においては素哲が大乗寺に遷住入院するに至る経緯やその間の事情などについて、何らの記載も伝えていない。「光禪開山老和尚行業記」によれば、北朝の暦応年間(一三三八—一三四二)の初めに大乗寺で住持の席が空いたため、富樺城主であつた藤原家善すなわち富樺家善(押野殿・刑部左衛門尉、法名は英道居士または英遵居士)が素哲を拝請して大乗寺を董せしめたことが記されている。しかも素哲の入院とともに大乗寺の叢席は盛んとなり、素哲に対する道望がいよいよ高まつたことを伝えている。ちなみに大乗寺に所蔵される『大乗寺過去帳』上巻によれば、富樺家善について「家善英遵大居士、年号不知、七月廿日」とあるのみで詳しい消息も記されておらず、七月二〇日に逝去したとされるものの年号などは伝えられていない。⁽¹⁾

ところで、わずかに『洞上聯燈錄』のみが「暦応の初め、大乗に移る」として「光禪開山老和尚行業記」と同じ説に立っているが、その間の事情についてはやはり何も伝えていない。ただ、『洞上聯燈錄』卷二「考証」の「明峯章」には、

後入洞谷、正中二年以師付洞谷席。師住此十余年、暦応初移大乗矣。

とあつて、明確に永光寺における素哲の接化期間を記しており、永光寺に一〇余年にわたり住持して後、暦応年間の初めに大乗寺に遷住したと断定しているのは「光禪開山老和尚行業記」と内容を一にするものといつてよい。

これに対して『大乘聯芳志』では「延元二年、本山に住す」とあり、また『安樂山產福禪寺年代記』においても、

(延元)二、淨住寺本尊、八月三日安座。無涯入院。明峰大乗寺住也。

と記されており、これらによれば、素哲が大乗寺へ住院したのを「光禪開山老和尚行業記」や『洞上聯燈錄』が伝える暦応年間の初めとする説よりわずかに早く南朝の延元二年(北朝の建武四年、一三三七)であつたと伝えている。しかも素哲の大乗寺入院とともに無涯智洪の永光寺入院がなされたのをやはり延元二年のこととしており、智洪が永光寺でなした活動などを踏まえると、南朝の延元二年(北朝の建武四年)か北朝の暦応元年(南朝の延元三年)の何れかに素哲が永光寺から大乗寺へと遷住していることは疑いなかろう。⁽²⁾

この点、さらに注目すべきは、『通幻寂靈禪師全集』巻中の『通幻寂靈禪師續語錄』において、豊後(大分県)玖珠の大通山安樂寺の白獸穩貞(未曾有懶子、一六七五—一七四六)が通幻

下の石屋真梁（一三四五—一四二三）の撰した「通幻和尚人事」の注記として大乗寺の素哲に関する消息を考証していることであろう。穏貞は「通幻和尚人事」の「十九歳時、向賀州大乗寺、朝參暮請、志氣抜萃」のことばについて、

曰、十九歳時、向賀州大乗寺。是歲即曆応三年也。此閱宝円寂菴和尚考、謂菴頃讀石屋禪師所撰通幻和尚人事譜、至其參大乘、而惜逸主者名字。因校洞谷諸記・大乘秘錄、則謂、正和丙辰、瑩山祖師移洞谷、讓大乘席於恭翁良公。翁居十三年、至嘉曆戊辰、因事退院、大乘虛席數年。先此、明峯祖師、正中二年八月住洞谷、踰一紀。以延元二年、移大乘、經曆応康永之年。貞和初歲、舉無漏崇公令繼席云。因茲則知、幻公十九歳參大乘者、參明峯祖也。如洞上諸祖伝曰、峯祖始住大乘後移洞谷、亦不考之甚也。

蓋菴公嘗董光禪十余年、尤熟峯祖之行由。故其辨折如^{〔3〕}此詳明也。

という興味深い注記を残している。^{〔3〕}これは後に触れるごとく峨山下の通幻寂靈（一三三二—一三九二）が大乗寺の素哲に参学した消息をいうものであるが、そこには当時の大乗寺の変遷が克明に記されている。しかもこの記載によるならば、「光禪開山老和尚行業記」の撰者である寂庵道光が「通幻和尚人事」に関する考証をなしていたことが知られ、穏貞は道光の文を実際に閲覧している。

いま、その重要部分を書き下しに改めてみるならば、

此に宝円の寂菴和尚の考を閲するに謂く、「菴頃讀石屋禪師が撰する所の通幻和尚人事譜を読むに、其の大乗に参ずるに至つて、主る者の名字を逸するを惜しむ。因みに洞谷の諸記・大乗の秘錄を校するに、則ち謂く、『正和丙辰、瑩山祖師、洞谷に移り、大乗の席を恭翁良公に譲る。翁、居ること十三年、嘉曆戊辰に至つて、事に因りて退院し、大乗、席を虚くこと數年なり。此より先、明峯祖師、正中二年八月に洞谷に住し、一紀を踰ゆ。延元二年を以て大乗に移り、曆応・康永の年を経たり。貞和の初歲、無漏崇公を挙して席を繼がしむ』と云う」と。ということになろう。残念ながら、道光が記した「通幻和尚人事考」の原文は残されていないが、これによれば、道光は永光寺や大乗寺に所蔵されていた史料に基づき、素哲の大乗寺における活動を明確にしているわけである。

そもそも紹瑾の後席を継いで大乗寺に住したのは臨濟宗法燈派の恭翁運良であつたが、晩年の紹瑾としては他派の運良とその門流の臨濟禅者によつて大乗寺が運営されていくことに難色を示し、開山義介の系統すなわち自らの門流によつて住持の法統が維持されるべきことを切望していたのである。しかしながら、運良が大乗寺住持として止住していた期間はかなりの久しきに及び、この間、大乗寺には臨濟・曹洞両宗の参学の徒が雲集しており、もともと義介を開山として永平寺三代の靈骨を安置していた大乗寺は、何時しかあたかも臨濟宗寺院であるかのとき感を呈するに至つたもののように

ある。

そんな変則的な状況下において、おそらく曹洞禅者的一部の中に運良の活躍を快く思わない一群の人々が現れたものらしく、運良の「仏林恵日禪師行狀」によれば、

海衆之中六群之党、以違境撼之。師雅不事物、即踏破彼鉢多、勇退棄寺如視脱屣。

という不祥事が記されている。大乗寺の修行僧の中に六群の党と称する人々があり、運良が盛んに接化するさまに嫉妬し、よこしまな心で運良の立場を揺り動かしたという。六群の党といえど古代インドのむかし仏陀(釈迦牟尼佛、ゴータマ・シッダッタ)の在世当時に常に徒党を組んで悪行をなし、しばしば戒制定の因を作ったとされる六人の悪行比丘(六群比丘)のことであり、運良の大乗寺運営に支障をなした一群の人々がこれに比せられている点で、彼らは運良の住持活動に対しかなり悪辣な妨害をなしたものと推測される。⁽⁴⁾おそらく運良が大胆に山内の規矩や鐘鼓の打鳴法などを改革していくことに対し、これに不満を持つ曹洞禅者の中で強引に大乗寺を開山義介の素意に復し、檀越富権氏を正理に返さんとする一部過激な分子が存していたのであろう。

この点で注目すべきは大乗寺に所蔵される『大乗寺過去帳』上巻によれば、

元徳元己巳年、家尚英俊大居士、四月十六日。富権先祖、当寺

開基。

と記されており、運良を高く評価して大乗寺を一手に任せていたと見られる開基檀越の富権家尚が元徳元年(実際には嘉暦四年、一二一九)四月一六日に逝去した事実を伝えていることであろう。家尚の世寿などは伝えられていないが、大乗寺開山の義介との関わりなどからすると、すでにかなりの高齢であり、元徳元年の時点では家尚は少なくとも九〇歳前後に達していた計算になろう。⁽⁵⁾

寂庵道光は「通幻和尚人事」に関する考証において、運良が正和五年(一二一六)より一三年間にわたって大乗寺に住持していたが、嘉暦三年(一二一八)に事に囚りて退院することになつたとし、そのため大乗寺では住持を欠いた状態が数年に渡つて続いたことを伝えている。嘉暦三年というのが史実とすると、時あたかも瑩山紹瑾が示寂して四年後のことであり、富権家尚が逝去する前年に当たつている。家尚の晩年その影響力が低下した頃に、それまで正面切つて異議を述べられなかつた一部の過激な曹洞禅者らが、運良に対する鬱憤をしだいに表面化していくのが実情ではなかろうか。運良は元來ものに拘泥しない性格であつたためか、大乗寺に留まることにも去ることにも執着しなかつたものらしく、たちまち彼らの鉢多羅(応量器)を踏み倒し、あたかも靴を脱ぎ捨てるがごとく飄々として大乗寺を勇退していくたと

されている。運良が大乗寺を勇退したのが嘉暦三年ということになると、素哲が新たに入院するまで約一〇年間にもわたつて大乗寺は住持を欠いた変則的なかたちで不和合のまま荒廃していくことになろう。

こうした事態を踏まえて、運良が退席した大乗寺にその後席を繼ぐかたちで永光寺僧団より進住したのが素哲であつたわけであるが、先の事情からすると、反面で直ちに素哲を住持に拝請するだけの勢力も大乗寺内に存しなかつたことになり、素哲が入院するまでにはかなりの糺余曲折を経たものと推測される。『大乗寺護法明鑑』第二「明鑑伝舌」においても、次キニ瑩山和尚、後席ヲ董シ玉ヒ二代ト称シ、亦タ瑩祖退休ノ後、濟下法燈派ノ運良和尚歴任セリ。運和尚、因レ事退院ニ及ベリ。次ニ富樫殿、更ニ明峯和尚ヲ招請シテ三代ト称セリ。

と記されており、運良が事情によつて退院に及んだ後、素哲が富樫氏すなわち富樫家善の招請で大乗寺に入院したことを伝えている。因事退院というのが具体的に如何なる事柄によるものであつたのかは定かでないが、いわば素哲は臨済禪者の運良が去つた大乗寺を開山義介の素意に復し、曹洞の法幢を再び掲げるべき大役をもつてこれに臨んでいることにならう。同じく『大乗寺護法明鑑』第三「明鑑公論」には、

次ニ庫堂ノ護法神ハ元來ハ韋馱天ナリ、運良和尚退院ノ時ニ爾カ護法不レ宜ユヘニ、合山衆和合セストテ、三門外ノ蓮池ニ

放テキシ去レリト。其後、明峯和尚進山ノ時ニ、多聞天出現シ玉ヘ、護法ノ誓約アリトナリ。其時ノ韋馱天ハ今淨住寺庫院ニ現在シ玉ヘ、靈験新ナリ。

という伝承すら残されている。この伝承がどこまで史実を伝えているかは定かでないが、大乗寺の庫堂すなわち庫院に護法神としてまつられていた韋馱天像は、運良が退院したときに一山の大衆の不和合によつて三門外の蓮池に捨て置かれていたとされている。その後、素哲が大乗寺に進山したときには四天王の一である多聞天すなわち毘沙門天が出現し、伽藍を護法することを誓約したと記されている。このため大乗寺の庫院には韋馱天像ではなく多聞天像がまつられるようになり、従来の韋馱天像は大乗寺から法苑山淨住寺へと移されて庫院にまつられるようになつたと伝えている。この記載からすると、運良が退院してから素哲が入院するまでにかなりの年時の開きが存したことになり、その間に堂宇や尊像が蔑ろに扱われていた消息を伝承した逸話であろう。

素哲が大乗寺に入院した時期を「光禪開山老和尚行業記」と「洞上聯燈錄」では北朝の暦応年間の初めのこととし、『大乘聯芳志』や先の「通幻和尚人事考」によれば、南朝の延元二年のことと記している。同じ道光が記した「光禪開山老和尚行業記」と「通幻和尚人事考」で年時が相違しているのは不自然であるが、素哲が大乗寺に入院した時期としては北朝

の建武四年（南朝の延元二年）かその翌年の暦応元年（延元三年）であつたと見てよいであろう。

ところで、江戸期に著された『大乗聯芳志』では大乗寺における初期の歴代住持について、

開山徹通義介和尚・二代瑩山紹瑾和尚・三代明峰素哲和尚・前住恭翁運良和尚・前住無漏素崇和尚・前住松岸旨淵和尚・前住〈四世〉珠岩道珍和尚・前住祖舜和尚・前住敬翁祖欽和尚・前住〈五世〉徹山旨廓和尚。

と記しているから、世代としては開山義介について、第二世の紹瑾と第三世の素哲と第四世の珠巖道珍と第五世の徹山旨廓が正式の歴住として扱われ、そのほかの運良や無漏素崇・松岸旨淵・瑞照祖舜・敬翁祖欽らは単に前住位としてしか扱われていなことが知られる。しかし、実際には初期の大乗寺の世代がかなり複雑に変遷していることは、紹瑾・運良・素哲の例からも十分に窺い知ることができるわけであり、素哲の示寂後においても素崇・旨淵・道珍・祖舜・祖欽・旨廓と次第する中でかなり複雑な事情が背景に存したものである。¹⁰

一方、素哲が去つた永光寺には同門の無涯智洪が淨住寺から迎えられて第三世として入院しており、『永光寺文書』によれば、北朝の暦応二年（一二三三九）一二月一三日には北朝の光嚴上皇（名は量仁、一三一三—一三六四、天皇在位は一三三一—一三三三）よりの院宣と室町幕府の足利直義（左兵衛督）よりの御教書が永光寺に下され、能登国においては一国一基の利生塔（塔婆）を永光寺に造立して勅願所とすべきことが定められている。¹¹また年が明けた暦応三年正月一日には足利直義の寄進状が下され、永光寺の利生塔に仏舎利一粒が安置されており、この内で一粒は京都の東寺の仏舎利であつたとされる。¹²

この点、実際に永光寺に所蔵される『血脉宗派并日本小宗派』には、

開山、徹通老和尚。二代、瑩山瑾和尚。三代、恭翁良和尚。四
大乘寺世代古代之筋目之人數也。

代、明峯哲和尚。五代、無漏崇和尚。六代、松岩淵和尚。七代、珠岩珠和尚。

何時也、運良・素崇・旨淵、此三人ハ被削也。

その後も永光寺には四門人として峨山韶碩や壺庵至簡が入寺し、ついで素哲の法嗣である松岸旨淵など瑩山下の法孫らが入院しており、輪住制度によつて瑩山下全体を統括する中心的な寺院として伽藍運営が維持されていくことになる。⁽¹⁴⁾おそらく素哲は永光寺を去るに当たつて、寺門の将来を鑑み、四門人とその門流による輪住制を導入するために同門の智洪・韶碩・至簡らと協議を重ねたものと推測され、その結果を踏まえて永光寺住持の座を退き、大乗寺に入院開堂しているのであろう。

大乗寺における活動

光禪：康永乙酉五月二日、自從能州永禪寺而告月庵風疾來。師命光侍者、以贈法衣、亦和自家受衣偈而付之云、迦葉昔年頂戴後、師資面授付伝來、永禪今日相承處、歷劫度門直下開。同年九月廿九日、自越中興化寺運良禪師所持去之一夜碧巖並櫻檻弘子、共是洞家重寶、事不容易、宜奉送大乘寺者也、云々。同十月十八日、師復書於興化寺云、一夜碧巖並櫻檻弘子、以無尽侍者、恭令歸入。尊重百拜頂戴奉持、仍自他道德周蒙於四衆、彼此家風高扇於五湖之事、偏可依此一段者也、云々。貞和二年丙戌夏、本州富樫守護、寄附莊田若干畝、以資香積。

扶桑：尋常室中示衆、極其剝切、聞者皆信入。俄見一人形甚都雅、若王者状、致敬畢乃言、弟子是白山之神、乞受仏戒。哲授畢。神問曰、師有所須否。哲曰、我此山夷曠、林木繁茂、良愜所懷、但所闕者水、運之甚勞、神能致之乎。神應諾而去。翌日寺南成一池、泓澄甘美、雖亢旱不竭、至今過者指為白山神水云。

延宝 本朝 諸祖 聯燈 源流 大乘

つぎに素哲が大乗寺においてなした活動の消息について、おおよそ年時の順次に沿うかたちで考証をなしておきたい。

はじめに注目すべきは、素哲が大乗寺に入院したのとほぼ同時期の暦応年間に遠く奥州（東北地方）に東遊したとする史料が存していることであろう。これは大乗寺の慈麟玄趾（一六九〇—一七六四）が延享元年（一七四四）仲夏に撰した『洞雲寺碑文』に記されるところであり、それによれば、大乗寺の素哲が暦応年間に東奥の宮城郡国分七北田村（いま仙台市泉区七北田）に到り、かつて慶雲年間（七〇四—七〇八）に定慧が建立したとされる蓮葉山円通寺を再興して龍門山洞雲寺と号したことを探っている。⁽¹⁵⁾ただし、この時期に素哲が東遊した消

息は他の一切の伝記史料が何らも伝えておらず、実際に素哲が遙か奥州にまで足を延ばしたか否かには疑問も多い。

ついで大乗寺住持期における素哲の消息を伝えるものとして注目すべき記事が、道元の伝記史料として名高い古写本『建撕記』に見い出せる。すなわち、明州本『建撕記』には、越前志比荘の吉祥山永平寺における火災の記事として

永平寺炎上、暦応三庚辰年三月十一日也。開山入滅已後八十八年也。中興義雲入滅已後八年也。元弘三年十月十二日也。永平第六世曇希和尚之住院也。炎上ハ、越国一乱ニ寺中ヘ雜物ヲ有縁ノ輩預置クト盜賊トモ聞キ、乱入テ仏殿之天井ニ火ヲトボシテ登リ見、其時、火落留テ焼失ス。則六世ノ御代ニ再興在リ。暦応三庚辰年十二月十九日ニ僧堂上棟造立。觀応二年七月十八日ニ衆寮立。文和二年三月二日、開山塔頭・卵塔造立始マル、同八月十九日上棟。文和三年正月十六日、法堂造作始、同年四月廿三日開堂。延文四年四月廿三日、仏殿事始、同年八月廿九日上棟。開山御影失却ス。賀州大乗寺ニ御長爪ノ長サマデ移タル御影在リ。自本寺所望在トテ、大乗寺之住持・衆僧、相共ニ威儀ヲ具シテ、鉢鼓ヲ鳴シ、種々ニ莊嚴花香ヲ備ヘ、大乗寺檀那富樺ノ一族、相共ニ庄嚴花香・燈明ヲ備テ、奉レ送レ之。大乗寺檀那富樺、同ク一族、相イ共ニ皆々、永平寺迄奉テ御伴シ。三月廿六日ニ吉祥山エ入御アリ、軀テ奉テ安座也。大乗ノ住持・衆僧、同ク富樺之一族達、開山和尚ニ御暇乞申シ、帰路ノ時、御影ニ名残ヲ惜ミ奉リ、皆々落涙シテ、誠ニ死タル人ニ別ルルカ如ク、両袖ヲシヲリテ帰エラレケルト記置之也。此尊像ノ寵辱クニ、一夜ノ碧岩ヲ大乗寺ヘ下シ給。六世和尚下状、至今迄、大乗精舎ニ有レ之。永平寺再興之事、住持六世曇希和尚御時也。暦応三年庚辰十二月十九日、僧堂造立上棟。觀応二年七月十八日、衆寮造立。文和二年三月二日、開山塔卵塔造立始メ、同十九日上棟。文和三年正月十六日、法堂造作始メ、同四月廿三日開堂ス。延文四年四月廿三日、仏殿造作始メ、同八月廿九日上棟。

開山暇乞シテ帰宅在リ。ナゴリヲシミ、死人別離ノ如ク落涙袖ヲシボルト。此寵辱より、一夜碧岩ヲ大乗寺ヘ出、六世和尚之自筆ニ状ソエ、今大乗寺在リ。

という記載が存している。同じく瑞長本『建撕記』にも、

という記載が伝えられている。これら古写本『建撕記』の記述によれば、暦応三年(一二三四〇)三月一一日に永平寺は盜賊の乱入によつて仏殿の天井より出火し、伽藍が焼失したと記

永平第六世曇希和尚御住之中、暦応三年三月十一日ニ永平寺炎上。越前一国ノ乱入ニ依テ也。他ノ所ヨリ預ケ物多シ、是ヲ取ラントテ盜賊トモ乱入シ、仏殿之天井ニ登テ挑レ火テサカシ見ル時、其ノ残火ニテ焼失スト云々。此炎上ワ、開山御入滅之後八十八年、中興遷化八年メ也。亦開闢檀那円寂之後チ八十二年目也。開山ノ御影、其時焼失シ給。御在世ノ時、御長形相ノ寸尺、御爪マテ奉テ写造タル生身之御影ハ、今マ加賀ノ州大乗寺ニ御在ス。是ノ尊像ヲ永平寺ヨリ所望申サレケレハ、最ト応シ、即チ大乗寺住持・一山之衆、何モ威儀ヲ具シ、鏡鉢鼓ヲ推鳴シ、種々ノ莊嚴花香・燈明ヲ備テ、奉レ送レ之。大乗寺檀那富樺、同ク一族、相イ共ニ皆々、永平寺迄奉テ御伴シ。三月廿六日ニ吉祥山エ入御アリ、軀テ奉テ安座也。大乗ノ住持・衆僧、同ク富樺之一族達、開山和尚ニ御暇乞申シ、帰路ノ時、御影ニ名残ヲ惜ミ奉リ、皆々落涙シテ、誠ニ死タル人ニ別ルルカ如ク、両袖ヲシヲリテ帰エラレケルト記置之也。此尊像ノ寵辱クニ、一夜ノ碧岩ヲ大乗寺ヘ下シ給。六世和尚下状、至今迄、大乗精舎ニ有レ之。永平寺再興之事、住持六世曇希和尚御時也。暦応三年庚辰十二月十九日、僧堂造立上棟。觀応二年七月十八日、衆寮造立。文和二年三月二日、開山塔卵塔造立始メ、同十九日上棟。文和三年正月十六日、法堂造作始メ、同四月廿三日開堂ス。延文四年四月廿三日、仏殿造作始メ、同八月廿九日上棟。

されている。ときあたかも永平寺中興と称えられた寂円派の義雲（一二五三—一三三三）が示寂してわずか八年後のことであり、義雲の高弟として後席を継承した曇希（？—一三五〇）が充実した接化をなしつつあつた矢先のできことである。かつて義雲は三代相論などで荒廃した永平寺伽藍を復興して中興第五世と称えられていたわけであるが、義雲によつて堂宇を一新したはずの永平寺は再び火災によつて灰燼と帰することにならう。この大惨事にあつて曇希は早々に僧堂の復興再建に尽力したもののように、古写本『建撕記』にはそのいち早い対応が記されているが、諸堂宇の造立がほぼ完成する¹⁶のは曇希の示寂して後のことである。

そうした中でいま注目すべきは大乗寺との関わりであつて、このときの炎上によつて永平寺開山道元の御影真像（木造頂相）も焼失してしまつたため、曇希は大乗寺に所蔵されていた道元の木像を永平寺に寄贈してほしい旨を打診してきたのである。ときに大乗寺住持を勤めていたのは時期的に見て素哲に相違なく、素哲は大乗寺一山の大衆とともにこれを承諾し、威儀を具して鼓鉢を鳴らし、種々の莊嚴や香花・灯明を備えて道元の木像を永平寺に贈呈している。しかも大乗寺では住持の素哲と衆僧および檀越である富樫家善およびその一族らがともに永平寺まで御伴しており、伽藍焼失から半月を経た三月二六日に永平寺に到着し、木像を安座し終えたとき

れる。このとき素哲ら一行は開山道元の靈前に暇乞いをし、奉納した木像に名残りを惜しみつつ、ともに落涙して永平寺を後にしたことが記されている。

ただし、古写本『建撕記』によれば、このとき奉安した道元の尊像の代わりに永平寺から『一夜碧巖』が曇希自筆の下状とともに大乗寺に下され、その後、大乗寺に寺宝として残されたと記されているのは、かなり問題の記載であろう。なぜなら、『一夜碧巖』はすでにそれ以前から大乗寺の瑩山紹瑾の下にあり、これを紹瑾はさらに後席を継いだ恭翁運良に付与している事が伝えられているからである。その背景にはすでに触れた『安樂山産福禪寺年代記』にいう永仁五年（一二九七）三月二十四日に起こつた永平寺回禄との間での記事の混乱が存しているものと見られ、永平寺が義演から義雲・曇希と継承される中で火災と復興を繰り返した事情には、道元真像と『一夜碧巖』の交換問題など大乗寺僧団との関わりを含め、改めて考証の要を感じるところである。ともあれ、こうした大乗寺の素哲や富樫氏らと永平寺との関わりが永平寺側の史料に伝えられているのは、南北朝期における永平寺の寂円派と大乗寺の瑩山派とくに明峰派との交渉を知る上で貴重な事跡であり、本寺永平寺の炎上に対しても素哲が逸早い援助対応をなした消息を物語ろう。

ところで、この時期に素哲がなした学人接化の一端を伝え

る好史料が『曹洞宗古文書』下巻「正法寺文書」に「良韶自叙歴」として伝えられている。その全文とは、

良韶廿二歳出家捨宅、自發心以來十一箇年、見明峯・峨山両師、朝參暮請、不捨寸陰。始投入大乘寺、予問云、初心學徒、作麼生行履去。明峯和尚垂慈悲曰、古德有一則公按、汝善見得。香嚴有時云舉樹上話因縁与某甲。某甲功夫去、都不得旨。次歲三月一日五夜、至坐禪有所得。參方丈云、某甲有一句。師云、作麼生会。某甲舉所解一偏。師云、汝正得、古德庭前柏・麻三斤・万里一條鉄・須弥山、皆以此眼也、汝善護持。畢九拜。予九拜去、雖然於道未休參。峨山和尚正血脉相繼成上足。歲廿九、七月十日半夜伝宗。其後有四年、歲貞和貳年五月十三日、於洞谷於土地堂燒香、當上下寮板響、忽然大悟、正觀音菩薩得所一般。香嚴一擊亡所知話、始識得不疑。次同十七日、當油壳時、不居明暗道理、畢竟了。

というものであり、峨山下の無底良韶（一三一三一一三六一）の自歴文書にほかならない。この文書は現在も良韶の自筆文書の一つとして彼が開創した奥州伊沢郡黒石郷すなわち現今の岩手県水沢市黒石の大梅拈華山円通正法禪寺（単に正法寺）に所蔵されている。この間の消息を同じく伝えるものとして花園大学禪文化研究所に所蔵される『諸師行録』二には「大梅拈華山円通正法寺開山無底良韶和尚行業記」（以下、単に「無底良韶和尚行業記」）が存しており、そこにも良韶が素哲に参学

した経緯を、

師諱良韶、字無底。姓藤、正和二癸丑歳正月七日、產能州酒井保藤広概之家。（中略）建武元年甲戌歳(17)師歲二十二、入總持於峩山室、梯度得菩薩戒。尋常純一、辨道工夫。曆応元年戊寅歳、始依明峯素哲和尚於大乘、便問、初心學徒、作麼生行履去。峩云、有古德一則公案、汝能見得。乃舉香嚴上樹之因縁、師工夫都不得其的。十二時中提撕去、忘飲食。翌年三月一日、當五更定中有省、直上方丈云、某甲有一句。峩云、汝作麼生会。師乃舉所解。峩笑云、汝今既得、庭柏・麻三斤・万里一條鉄・須弥山、皆以此箇眼目也、汝善護持着。師九拜去。雖然於道未休。曆応四辛巳年七月十日、參峩山於總持、匡洞上源脈、嗣道元六世正統、作上足。
と記しており、いま少し詳しい事情を知ることができる。この史料は末尾に「康暦二己未歳六月十四日、永徳寺開山法弟道叟道愛謹記」とあるから、北朝の康暦二年（南朝の天授六年、一三八〇）かその前年の己未の歳すなわち康暦元年の六月二十四日に良韶の法弟に当たる同じ峨山下の道叟道愛（？—一三七九）によって撰せられたものであることが知られ、内容的にも貴重な記事を伝えている。『洞上聯燈錄』卷二「奥州報恩山永徳寺道叟道愛禪師」の章によれば、道愛は康暦元年九月三日に示寂したことが知られるから、この伝記史料は道愛が最晩年を迎えて康暦元年六月に法兄の良韶のためにその足跡をまとめたものということになろうか。⁽¹⁸⁾

この「良韶自叙歴」と「無底良韶和尚行業記」によれば、良韶は能登酒井保の人で、はじめ建武元年（一三三四）に二二歳で總持寺の峨山韶碩について出家しており、発心してより一年間に素哲と韶碩の二禪者に參学したことが記されている。良韶がはじめて大乗寺の素哲に參学したのは暦応元年（一三三八のこととされるから、おそらく良韶は素哲が新たに大乗寺に住持したことを知つてその席下に投じているものと見られる。「良韶自叙歴」によれば、良韶がはじめて素哲に参問した際の問答として、

予、問うて云く、「初心の学徒、作麼生か行履し去らん」と。
明峰和尚、慈悲を垂れて曰く、「古徳に一則の公按有り、汝、善く見得せよ」と。

という商量が伝えられており、「無底良韶和尚行業記」でも同様に記されている。良韶は初心の学徒としてどのように修行実践して行くべきかを素哲に尋ねている。これに対し、素哲は慈愛を込めて「古徳に一則の公案があるから、よく見究めてみよ」と良韶に一則の古則公案を参究させていることが知られる。このとき素哲が良韶に課題として与えたのは「香巖上樹話」という古則であったとされるが、これは唐代に活躍した鴻山下の香巖智閑（襲燈禪師、？—一八九八）が示した公案であり、樹に上つて口に枝を咬み、手も足も用いられないとき、樹下に人があつて祖師西來意を問われたならばどう対処

するかを迫るものである。良韶は真摯に「香巖上樹話」を工夫参究したものらしいが、容易に旨を得ることができなかつたとされ、「無底良韶和尚行業記」によれば、良韶の工夫はすべて的を得ず、ために良韶は十一時中に飲食を忘れて辨道に努めたものらしい。ところが、参学して一年ほどを経た暦応二年（一三三九）三月一日の五夜（五更）すなわち暁天坐禅の最中に所得があり、良韶は坐禅の終わつた直後に方丈に上り、素哲との間でつきの「ことき商量をなしたとされる。良韶は自ら「良韶自叙歴」において、

次歳の三月一日の五夜、坐禅に至りて所得有り、方丈に参じて云く、「某甲に一句有り」と。師云く、「作麼生か会す」と。某甲、解する所の一偏を挙す。師云く、「汝、正に得たり、古徳の庭前柏・麻三斤・万里一條鉄・須弥山、皆な此の眼を以てするなり、汝、善く護持せよ」と。畢りて九拝す。

と記しております、この点は「無底良韶和尚行業記」でも、

翌年三月一日、五更の定中に当たつて省有り、直ちに方丈に上りて云く、「某甲に一句有り」と。峯云く、「汝、作麼生か会す」と。師、乃ち所解を挙す。峯、笑いて云く、「汝、今まで既に得以てするなり、汝、善く護持せよ」と。師、九拝して去る。と伝えられている。これらによれば、悟道した直後に師のもとを尋ねて自己の見解を述べ、師の点検を受けることが曹洞宗においてもなされていたことが知られ、良韶もまた素哲の

方丈に上つて自ら省悟したありようを一句に込めて挙示している。素哲は笑みを浮かべてその得失を認め、その境界を護持すべきことを勧めたとされ、良韶もこれに応じて九度の礼拝をなしたとされる。

ちなみに素哲がこのとき取り上げて良韶に示している禪門の古徳たちの公案とは、いざれも唐末五代に活躍した中国禪宗の祖師たちゆかりの古則なのである。「庭柏」とは南泉下の趙州従諗(真際大師、七七八—八九七)がなした「趙州庭前柏樹子」の古則であり、「麻三斤」とは雲門下の洞山守初(崇慧大師、九一〇—九九〇)がなした「洞山麻三斤」の古則であり、「万里一条鉄」とは曹洞宗の石門獻蘊がなした「石門万里一条鉄」の古則であり、「須弥山」とは雲門宗祖の雲門文偃(匡真大師、八六四—九四九)がなした「雲門須弥山」の古則にほかならない。⁽²¹⁾ この四則の公案はいざれも「香巖上樹」の古則と同一の趣旨を示すものとして取り挙げられており、当時、素

哲が学人の接化に用いていた古則公案の消息が知られて興味深いものがある。しかし、良韶はなお道において休参し切つていなかつたことを述懐しており、まもなく素哲の席下を去つて再び総持寺の韶碩に学び、暦応四年七月一〇日に韶碩の法を嗣いでいるわけである。

また同じく後に峨山下に転じて総持寺教団の充実に尽力した通幻寂靈(一二三二—一一三九一)もやはり若くして大乗寺の鉗鎗⁽²²⁾。師服勤罔⁽²³⁾措。

とあって、寂靈が大乗寺で素哲に参学した際のいくぶん詳しい事情を窺うことができる。また寂庵道光も「通幻和尚人事

素哲に参学した事実が伝えられている。すでに触れたごとく通幻下の石屋真梁が撰した「通幻和尚人事」には「十九歳時、向賀州大乗寺、朝参暮請、志氣抜萃」とあるから、寂靈が若くして加賀の大乗寺に投じたことは疑いない。しかも江戸中期に通幻派の明極即証(一六八四—一七六七)が撰した「摂丹境青原山永沢寺通幻禪師行業」では単に「換衣參禪、初見大乘明峯、次到總持、見峨山和尚」と記されているにすぎないが、『洞上聯燈錄』卷二「丹波州青原山永沢寺通幻寂靈禪師」の章には、

年十七、至州之大光寺、依定山禪師(嗣双峰源)剃落。明年登太宰府戒壇為大僧。曆応三年、遠遊加北、掛錫大乘。時明峰哲公拋席、師朝鍛夕鍊、脇不至席、一衆咸推以精進幢⁽²⁴⁾称⁽²⁵⁾之。文和元年春、聞總持峩山和尚道風高尚、遂往礼謁。山一見器重、命居侍司。

と記され、また『豊鐘善鳴錄』卷二「丹州永沢寺通幻禪師」の章にも、

師年十七、依大光寺定山禪和尚、削染納戒、即安今名。明年適筑州觀世音寺、登壇稟具。十九歲、辭山遊方、到加之大乘、礼明峯禪師。昕夕參請、励志研精、一衆指目、思垂其倫。文和元年、見峩山和尚于總持。山知其偉器、加以妙密

「譜考」において寂靈が大乗寺の素哲に参学した事実を考証している。

これらによれば、寂靈は豊後（大分県）武藏郷の藤原氏の出身とされ、北朝の暦応元年（南朝の延元三年、一二三三八）に一七歳で郷里武藏郷に存したとされる朝陽山大光寺に赴き、臨濟宗聖一派の定山祖禪（普応円融禪師、？—一三七四）に依つて剃髪得度したとされ、翌年に筑前（福岡県）太宰府の觀世音寺の戒壇（西戒壇）で受戒して比丘（大僧）となつている。さらに寂靈は暦応三年（南朝の興国元年、一三四〇）に一九歳で遠く加賀の地に遊方し、はじめに大乗寺に掛搭して住持であつた素哲に参学しているわけである。当時すでに大智の活動などによつてか素哲の道風が九州の地にまで知れ渡つていた証しと見られ、寂靈は遙か北陸の素哲の名声を慕つて大乗寺叢林に投じてゐるのであろう。寂靈が素哲との間で交わした機縁の問答などは伝えられていないが、寂靈は素哲の席下で自らを律して昼夜に鍛錬修行したため、大乗寺の一衆は寂靈の精進ぶりから「精進幢」と推称したと伝えられる。²³⁾その後、寂靈は素哲の示寂を契機としてか北朝の文和元年（南朝の正平七年、一三五二）の春に総持寺の韶碩の高風を慕つてその門に投じており、やがて韶碩の印記を受けて峨山下五哲の中核として能登の総持寺の発展に大きな貢献をなしていくわけである。

このように素哲は大乗寺において積極的に学人接化に努めていたわけであるが、この時期、彼の生涯に大きく関わつていた臨済宗法燈派の恭翁運良と同じ瑩山門下の壺庵至簡という二人の禅者が相繼いで示寂しているのも特徴的である。

恭翁運良はすでにしばしば触れたごとく素哲が若くして参学した法燈派の臨済禪者であり、久しく大乗寺第三代の住持を勤めてきた先住にも当たつている。大乗寺を退席した後、運良はまもなく加賀小坂荘長井谷（いまの金沢市伝灯寺町）に瑞應山伝燈禪寺を開創しており、さらに越中射水郡の放生津（いまの富山県新湊市放生津）にも黄龍山興化禪寺を創建するなど積極的な布教活動を展開していたとされる。ところが、運良の伝記史料である「仏林恵日禪師行状」によれば、

暦応四年辛巳秋八月初、示微恙。十二日剃浴、末後垂誠、委曲付囑、即書偈云、心不是仏、仏不是心、心仏不如、豈亘古今。投筆吉祥而逝。寿七十五。預囑光侍者へ蓮華開山呑像和尚曰、汝護我舍利、其計若干闍維烟氣所及、得三五色舍利。果如所言。道俗悲動、塔号「大光」、室扁「常寂」。延文五年、後光嚴帝、勅謚「謚仏恵禪師」。応永十六年、後小松帝、特²⁴⁾謚仏林恵日禪師。

と記されており、運良は暦応四年（一三四二）八月初めに微疾を示し、一二日に世寿七五歳で示寂していることが知られてゐる。運良が加賀の伝燈寺で示寂したのか、越中の興化寺で示寂したのかは明確ではないが、その訃報は当然ながら前住

地であつた大乗寺にも告げられたはずであろう。素哲が運良の示寂を知らされてどのような対応をなしたのかは定かでないが、曹洞宗との間で多少の確執が存したにせよ、素哲にとつて運良は法恩に酬いるべき参師でもあることから、亡き運良に対して何らかの拈香のごときものをなしたのではないかと推測される。いざれにせよ、このとき素哲がどのような対処をなしたのか、その間の消息が伝えられていないのは惜しまれよう。

一方、壺庵至簡は加賀の藤原氏の出身であり、紹瑾に参じて会下で首座を勤め、紹瑾の晩年に近い正中元年（一二三二四）に法を授けられており、四門人の最後に名が列せられている。紹瑾の示寂祭文である『洞谷開山和尚示寂祭文』にすでに「光孝寺住持、法嗣比丘至簡」として至簡の語が収められているから、紹瑾の最晩年には能登羽咋郡押水荘の光孝寺に第二世として出世開堂していたことが知られる。後に至簡は永光寺に陞住して第五世となつてゐるが、永光寺にはすでに触れたごとく無涯智洪が暦応二年に第三世として住持しており、さるに暦応三年には峨山韶碩が第四世の住持となつてゐることから、一年交代での輪住制が開始されているものらしく、至簡が永光寺に住持していたのは最晩年の暦応四年に至つてからということになるうか。⁽²⁵⁾ したがつて、至簡が永光寺において化導をなしたのは数カ月ほどということになり、疾病など

のためかきわめて短期間に限られていたわけである。『洞谷五祖行実』「洞谷第五祖宝鏡開基光孝二世壺庵和尚伝」によれば、暦応四年九月十六日、在光孝寺示寂。嗣法瑞翁超源（越中紹光寺開山）、曰欽峯。建塔院於洞谷、曰宝鏡菴、東南隅今有旧礎。

とあるから、至簡は暦応四年九月一六日に光孝寺において示寂していることが知られ、その塔院は永光寺東南隅に建立されて宝鏡庵と称せられたとされる。おそらく至簡は素哲の法弟としてともに永光寺の運営に尽力していたはずであるが、参師の運良につづいてわずか一ヶ月後に同参の至簡をも失つていることは素哲にとつて大きな悲しみであつたことは疑いなかろう。おそらく至簡の葬儀に際しては素哲・智洪・韶碩をはじめ多くの曹洞禅者が永光寺ないし光孝寺に参集したはずであろうが、その詳細は定かでない。ちなみに至簡の系統は法嗣の瑞翁超源（？—一二六七）や樹巖越柏（？—一三五〇）らに受け継がれ、とくに超源は越中射水郡上莊池田（いま氷見市久目）に大雄山紹光寺を開創して至簡を開山に招請しているが、その門流は峨山派や明峰派に比べると大きく展開することなく終わつてゐる。⁽²⁷⁾

ところで、素哲は大乗寺に入寺してより伽藍の整備にも尽力したようであり、『安樂山産福禪寺年代記』によれば「康永元、大乗寺僧堂立」という記録が伝えられている。これによ

れば、大乗寺に入寺して数年を経た北朝の康永元年（南朝の興国三年、一二四二）に素哲が僧堂を新たに建立していることが知られる。⁽²⁸⁾ その間の詳しい事情は他に傍証史料が存していないことから明確ではないが、おそらく素哲は大乗寺に遷住してまもなく僧堂改修の大事業に着手したものらしく、康永元年によく完成を見たのであろう。僧堂は禪宗叢林の基本となるべき伽藍であつて、素哲が大乗寺に入院して後たちに僧堂の造立に着手している背景には、運良によつて臨済宗風に改められてしまつていた事情や、運良が退住して後に堂宇が荒廃していた事情などによるものではなかろうか。

また「光禪開山老和尚行業記」には素哲がこの頃に法嗣の月庵院瑛（光英とも、？—一二四五）となした消息として、

康永乙酉五月一日、能州の永禪寺より月庵の風疾を告げ来たる。師、光侍者に命じて、以て法衣を贈り、亦た自家の受衣偈に和して之れに付して云く、「迦葉、昔年に頂戴して後、師資面授し、付伝し來たる。永禪、今日、相承する処、歴劫の度門、直下に開く」と。

という記事が載せられている。これは『洞上聯燈錄』卷二「能州永禪寺月庵院瑛禪師」の章にも、

初參明峰、咨_レ決心要。後住永禪寺、為_レ第一世。峰付_レ信衣、法語略曰、自_レ古至_レ今、尋_レ師之衲子、訪_レ道之兄弟、為_レ法忘_レ身、為_レ道捨_レ命。然永禪不_レ辱_レ古來、獨步三堂奥、稟_レ承正旨、舉_レ化緣於遠方、唱_レ宗旨於密室、緇素傾_レ心、遠近偃_レ

風。爰以_レ光侍者贈_レ法衣、期_レ伝統、云々。又偈曰、迦葉昔年頂戴後、師資面授付伝來、永禪今日相承處、歷劫接門直下開。于_レ時康永四年乙酉五月二日也。師乃捧_レ衣曰、昔年祖室传来事、無相福田水脈通、莫_レ道嶺頭提不得、而今頂戴化無窮。遂披。

として載せられる内容とほぼ符合している。それは北朝の康永四年（南朝の興国六年、一二四五）五月一日に素哲のもとに能登珠洲郡上戸（いまの珠洲市上戸町寺社）の法城山永禪寺に住持していた法嗣の月庵院瑛が風疾に罹つたという知らせが届いたことに端を発している。⁽²⁹⁾ 風疾とは風患すなわち中風のことで、今日でいう脳溢血か脳梗塞の類いに当たつており、おそらく院瑛は中風で手足が不自由となり、口も満足にきけないような状態になつたのであろう。このとき素哲は光侍者すなわち後に院瑛の法を嗣いだ天桂琳光（天柱とも、？—一三九八）を使者として付法相承の法語と法衣を院瑛に贈つているわけである。⁽³⁰⁾ とくに『洞上聯燈錄』の院瑛の章には素哲が示した法語の略文として、

古より今に至るまで、師を尋ねるの衲子、道を訪ねるの兄弟、法の為めに身を忘れ、道の為めに命を捨て。然して永禪は古来に辱しからず、独り堂奥を歩み、正旨を稟承し、化縁を遠方に挙げ、宗旨を密室に唱え、緇素、心を傾け、遠近、風に偃く。爰に光侍者を以て法衣を贈り、伝統を期す。

積極的な接化指導のさまが称えられている。さらに「光禪開山老和尚行業記」と『洞上聯燈錄』の院瑛の章には、素哲が示した「付信衣偈」として、

迦葉、昔年に頂戴して後、師資面授し付伝し來たる。永禪、
今日、相承する處、歴劫の度門、直下に開く。

という偈頌も付されている。これによれば、このとき院瑛はすでに能登の永禪寺の住持であったことが知られ、素哲は中風の院瑛に対して付法相承の証明をなしているわけである。さらに『洞上聯燈錄』の院瑛の章には、

師、乃ち衣を捧げて曰く、「昔年、祖室伝來の事、無相の福田、水脈通ず、道うこと莫かれ、嶺頭にて提げ得ずと、而今頂戴し、化は窮まり無し」と。遂に披る。

という院瑛が信衣を捧受したときの偈頌も載せられている。

このとき院瑛は素哲から贈られた信衣を捧げ、唐代の六祖慧能（盧行者・大鑑禪師、六三八—七一三）の大庾嶺頭における故事を引いて授持の偈を唱えたとされている。しかしながら、

『金峰寺文書』の「歴住年譜控」によれば、院瑛は北朝の貞和元年（嚴密には康永四年、一三四五）一〇月三日に示寂したとされる。⁽³²⁾ 素哲より親しく伝衣を付与されてわずか数カ月後に師に先んじて逝去したわけであるが、幸いに院瑛の門流は一子の琳光によつて継承され、やがて月庵派として明峰十二門派の一角を形成している。

ついで、さらに興味深い消息として「光禪開山老和尚行業記」には、

同年九月廿九日、越中の興化寺より運良禪師の持ち去る所の一夜碧巖並びに櫻檣払子、共に是れ洞家の重宝なれば、事は容易ならず、宜らく奉じて大乘寺に送るべき者なりと、云々。同十月十八日、師、興化寺に復書して云く、「一夜碧岩並びに櫻檣払子、無尽侍者を以て、恭しく帰入せしむ。尊重百拜して頂戴奉持す、仍て自他の道徳、周ねく四衆に蒙り、彼此の家風、高く五湖に扇ぐの事、偏に此の一段に依るべき者なり」と、云々。

いう記事が載せられており、これに呼応するかたちで実際に『曹洞宗古文書』下巻「大乘寺文書」には「大乘寺素哲請取状」として、

一夜碧岩并櫻檣払子、以無尽侍者恭令奉帰入賜、尊重百拜頂戴奉持。仍自他之道徳、周蒙於四衆、彼此之宗風、高扇於五湖之事、偏可レ依ニ此一段者也。

康永乙酉十月十八日。住大乘素哲。（花押）

という大乘寺住持の素哲が北朝の康永四年一〇月一八日に記した文書が伝えられている。かつて素哲の師である瑩山紹瑾は大乘寺の法席を法燈派の恭翁運良に委ねた際、その証として一夜本『碧巖錄』すなわち『一夜碧巖』や櫻檣の払子などを運良に付与しているが、この文書はまさにそのときの『一夜碧巖』ならびに櫻檣の払子が侍者無尽によつて大乘寺に返

還されたことを伝える内容なのである。おそらく運良の大乗寺退住とともに『一夜碧巖』や櫻檣の払子はそのまま運良が開創した加賀小坂荘の瑞應山伝燈禪寺か越中放生津の黃龍山興化禪寺に秘蔵されていたものと見られる。

ところで、「光禪開山老和尚行業記」の記載によれば、康永四年九月二十九日に越中の興化寺より運良が所持したままになつていた『一夜碧巖』や櫻檣の払子が無尽侍者を使として大乗寺に返還されている事実が知られる。ここにいう無尽侍者とは運良の法孫に当たる法燈派の藏海無尽のことであり、

当時おそらく興化寺で侍者の職位を勤めていたのである。⁽³³⁾

その際に興化寺の側としては、『一夜碧巖』と櫻檣の払子はともに曹洞宗の重宝であるから、それらが興化寺に所蔵されたままになつているのは容易ならざることであり、これらの宗宝を奉じて大乗寺に返還する旨の内容が記されている。

従来はこの『一夜碧巖』と櫻檣の払子は運良が加賀の伝燈寺に持ち去つたものとし、運良の法嗣で伝燈寺の第二代となつた至庵綱存（円通仏眼禪師、？—一三五七）が法姪の藏海無尽を介してこうした紹瑾ゆかりの品を後に大乗寺に返還したもののと漠然と解されていたのである。⁽³⁴⁾しかしながら、この「光禪開山老和尚行業記」に伝えられる内容によつて、実際に『一夜碧巖』と櫻檣の払子を所持していたのが加賀の伝燈寺ではなく越中の興化寺であつたことが判明するわけである。この

とき興化寺の住持に就いていたのが誰なのかは明確でないが、おそらく運良の法嗣である絶巖運奇か桂岩運芳（仏照禪師、？—一三七七）ではなかつたかと推測される。侍者として遣わされた無尽は運奇の法嗣であるから、師の運奇か法叔の運芳の使いで大乗寺に素哲を訪ねてことになる。あるいは古く興化寺から大乗寺に送られた九月二十九日付けの書簡文書が実際に大乗寺山内に所蔵されていたがために、そうした古史料に基づいて寂庵道光が「光禪開山老和尚行業記」にこの記事を載せているのかも知れない。⁽³⁶⁾

この『一夜碧巖』と櫻檣の払子が返還されてまもなく、素哲は一〇月一八日に越中の興化寺に対して返礼の書簡（復書）を呈している。大乗寺に所蔵される「大乗寺素哲請取状」は、實際には興化寺に送られた素哲の返書の控えとして大乗寺に残されたものであり、すでに興化寺が廃絶して久しいことから、興化寺側に所蔵されていたであろう返書そのものは現今に伝えられていない。⁽³⁷⁾ともあれ、この「大乗寺素哲請取状」には『一夜碧巖』と櫻檣の払子が返還された際に素哲が如何にこれを喜び、尊重百拝して頂戴奉持したか、そのありさまが如実に述べられている。おそらく素哲は實際にこれらの品々を開山徹通義介や第二世の瑩山紹瑾の尊像ないし位牌の前に供え、礼拝して奉安したものと推測される。

伝燈寺や興化寺を拠点とした運良の門流との間で和解が成立したのであり、そのことを素哲は「自他の道徳、周ねく四衆に蒙り、彼此の宗風、高く五湖に扇ぐの事、偏えに此の一段に依るべき者なり」と語っている。自他の道徳とは紹瑾と運良という二禅者の仏道の誉れであり、両者の德化が四衆すなわち両教団を構成する道俗に広く行き渡ることをいう。また彼此の宗風とは臨済宗法燈派と曹洞宗の禪風を指しており、両門派の宗風が五湖すなわち国中に仰がれることをいう。『夜碧巖』と櫻櫛の払子が返還された一段の事によつて、それまでの両派の間のしがらみ・わだかまりが解消されたのであつて、このことばの中に素哲の晴れやかな心情を偲ぶことがで

さらに『曹洞宗古文書』上巻「広福寺文書」によれば、

「新道増為勸行持、書此数帙以附与、固与命根護持、永与終報仁矣、至禱至禱。

貞和第二丙戌正月 日書。〔仏法僧宝〕

擧 永平開山大和尚御真筆之普勸坐禪儀、以附与弟子寂心。

大乘。〔仏法僧宝〕〔素哲花押〕

という文書が存しております、北朝の貞和二年（南朝の興国七年、一三四六）正月に素哲は永平寺開山の道元が自ら書した真筆『普勸坐禪儀』を弟子の寂心に付与していることが知られる。

これが事実とすれば、真筆本『普勸坐禪儀』は何らかのかたちで永平寺から大乗寺へと移されて素哲の席下に存していたことになり、道元が『普勸坐禪儀』を撰述してよりわずか一世紀ほどを経た時点で素哲がこれを寂心という弟子に付与しているわけである。このとき素哲が所持していた道元真筆の『普勸坐禪儀』とは、かつて大乗寺の道元頂相が永平寺に贈られた際に、その返礼として大乗寺に下されたものであつた可能性も存しよう。ただし、それほど貴重な真筆本を伝え受けたほどの寂心が如何なる素性の人であつたのか、その間の事情などがまったく知られないのは惜しまれる。⁽³⁸⁾

ところで『普勸坐禪儀』といえば、真筆本『普勸坐禪儀』と流布本『普勸坐禪儀』という二種類の内容が現今に伝えられている。もともと『普勸坐禪儀』は嘉禄三年（一二二七）に帰国した直後の道元が撰したものであるが、その原本である嘉禄本そのものはすでに伝えられていない。今日に伝えられる真筆本『普勸坐禪儀』は天福元年（一二三三）七月一五日の中元日に道元が山城（京都府）深草の觀音導利院興聖宝林寺において書き改めたものであり、天福本として永平寺に所蔵されて現今にまで伝えられている。また『道元和尚廣録』（『永平廣録』とも）卷八にはその後に道元が書き改めた『普勸坐禪儀』が収録されており、これが一般に流布本として通用している。⁽³⁹⁾このとき素哲の席下に存した道元真筆の『普勸坐禪儀』とは

果たしてそれら嘉禄本・天福本・流布本の何れの真筆を指しているのか定かでなく、その所在も確認されていない。

一方、「光禪開山老和尚行業記」には同じ貞和二年の記事として、

貞和二年丙戌の夏、本州の富樺守護、莊田若干畝を寄附し、以て香積に資す。

という内容が記されており、『永光寺年代記』においても、

(貞和)二丙戌、明峰和尚大乘寺住之由、家善ヨリ寄進状之年也。

という記載が見い出せる。これらによれば、同じく貞和二年の夏に加賀守護の富樺氏が莊田として若干畝を大乗寺に寄付し、大乘寺側としてはこれを香積に資したというのである。⁽⁴⁰⁾

香積とは香積台すなわち禅寺の庫院(台所)のことであり、こ⁽⁴⁰⁾こでは檀越の富樺氏から付与された莊田をもつて寺院叢林の經營に役立てたというのである。この点も同じく実際に「大乘寺文書」に「藤原家善寄進状」として、

寄進加賀国石川郡押野庄相寿林大乘寺田地敷地事。

合田伍町并敷地者〈田坪付別帯在之〉。

敷地。四至(東を山王の西の江に限り、南を富樺堺に限り、西を白山大道に限り、北を敷地堀に限り)。

右、当寺は、開山徹通和尚、同じく貳代瑩山和尚の遺跡なり。

故に崇敬すること他に異なるの精舍なり。仍て現当悉地の為め、永代を限り洞谷貳代素哲和尚に寄進し奉る所なり。早く御管領有るべし。当寺の住持職、並びに檢断し、口下の万雜公事等、悉く寺家の進止為るべし、地頭、更に相い綺うべからず。若し家善の子々孫々に於いて彼の寺を顛倒せしむれば、永く不孝の仁為るべきなり。然れば尽未來際、相違無く、全く管領せしめ給うべし。仍て後証の為め、寄進状、件の如し。

貞和二年丙戌四月十六日。

地頭藤原家善。(花押)

右當寺者、開山徹通和尚、同貳代瑩山和尚遺跡也。故崇敬異他之精舍也。仍為現當悉地、限永代所奉寄進洞谷貳代素哲和尚也。早可有御管領。當寺住持職并檢斷、已下万雜

公事等、悉可為寺家進止、地頭更不可相綺。若於家善子々孫々令顛倒彼寺者、永可為不孝之仁也。然者尽未來際無相違可ド令全管領給。仍為後証寄進状如レ件。

貞和二年丙戌四月十六日。

地頭藤原家善。(花押)

が大乗寺に対して田地や敷地を寄進した際のものである。このとき家善が寄進した土地としては、合田五町それに敷地として東は山王の西の江に限り、南は富樺堺に接し、西は白山本宮に通じる白山大道に面し、北は敷地堀までに限るという

四至が定められている。この文書は押野荘内にあつた大乗寺の位置がおおよそ確認できる史料として貴重であり、寄進された寺域としては、南が家善の富樺館に接していたものらしく、西は白山本宮に通ずる大道に面していたようであり、周囲に堀がめぐらされていたことなども窺われる。⁽⁴¹⁾

いざれにせよ、この文書からはこの時期に素哲が檀越の富樺家善より積極的な帰崇を得て大乗寺の基礎を築くことに奔走していた事実を知ることができよう。また富樺家善としても大乗寺を義介・紹瑾の遺跡として明確に位置付け、子孫に對して寺領を顛倒せしめることのないよう定めているわけである。

そのほかにも『曹洞宗古文書』上巻「広福寺文書」には素哲の置文として、

定〔仏法僧宝・朱印〕道満寺置文事。

一、於_二當寺_一住持者、永平開山自縫信衣、正伝之祖嫡々相承、可_レ令_レ傳_一統法燈於龍華之晨_二者也。

一、當山之住持者、相承正嫡、伝_一持法燈、仍聊為小事不_レ可_レ有_レ捨_レ山離_レ寺、須_レ報_一護正伝_一遠期_レ妻子_レ佛之時_二。

一、老僧順世之後者、停_一門徒之交衆、專守_一當山、令_レ開演正法眼藏_一者、實報_一師恩足矣。

貞和二年丙戌五月廿四日。

(朱印) 大乘住持素哲。(花押・朱印)

という文書も伝えられている。これも同じく貞和二年の五月二十四日に記されており、素哲が大乘寺住持として末寺である加賀河北郡の道満寺の住持職に関する定め書きをなしたものである。道満寺は河北郡の上田名に存したとも上山田に存したともされるが、その地はともに現在の河北郡宇ノ氣町に当たっている。⁽⁴²⁾ 晩年に近い素哲が大乗寺の運営のみでなく、その後に開創した諸寺院の管理にも十分な配慮をなしていた消息の一端が窺われる。

内容としては、第一に道満寺の住職は永平寺開山道元が自ら縫つた伝衣を相伝すべきことが示され、第二には住持は道満寺の法燈を伝持し、山を捨て寺を離れる 것을禁止する内容であり、第三には専ら寺を守つて正法眼藏すなわち正しい仏祖の教えを開演すべきことが定められている。この文書が大智ゆかりの肥後広福寺に所蔵されている経緯は定かでないが、その後、道満寺はやはり素哲の高弟である暁仁(堯仁とも)の系統によつて数代にわたり維持されている。

このように素哲は大乗寺において学人接化や伽藍維持に努めることはもちろんのこと、檀越との関わりや政治権力との

しがらみなどにも精力を傾け、かなり広範な活動をなしていないことが知られるのであり、しかも単に大乗寺一山を管理維持するのみでなく、瑩山門下の全体を統率する僧録として東西走していた様子が偲ばれる。この時期、大乗寺における素哲の叢席はきわめて隆盛し、素哲の道望も日増しに高まつていたことは疑いなかろう。

また『続扶桑禪林僧宝伝』には時期こそ明記されていないが、大乗寺で素哲がなした不可思議な神人化度の説話として、

尋常、室中の示衆、其の剝切を極め、聞く者は皆な信入す。俄かに一人の形の甚だ都雅なるが見われ、王者の状の若し、敬を致し畢りて乃ち言く、「弟子は是れ白山の神なり、仏戒を受けんことを乞う」と。哲、授け畢る。神、問うて曰く、「師には須むる所有りや」と。哲曰く、「我が此の山は夷曠にして、林木は繁茂し、良に所懷に愜し、但だ闕くる所の者は水なり、之れを運ぶこと甚だ労る、神、能く之れを致すか」と。神、応諾して去る。翌日、寺の南、一池と成り、泓く澄みて甘美なり、亢旱と雖も竭れず、今に至るまで過る者、指して白山神水と為すと云う。

という白山水にちなむ消息が載せられている。素哲は日頃の室中における示衆がきわめて適切かつ行き届いており、聞く者はみな教えに帰依したとされる。あるとき立ち居振る舞いの雅な王者のごとき人が目前に現われ、素哲を礼敬し終わつて後、自ら白山神であることを告げ、仏戒すなわち仏祖正伝

菩薩戒を受けたい旨を乞うたとされる。求めに応じて素哲が仏戒を受け終ると、白山神は何か欲しいものがないかと素哲に尋ねる。素哲が「この山は穏やかでゆつたりして林木も繁茂し、まことに申し分ない。ただ、欠けているものといえば水であつて、水を運ぶのに甚だ苦勞している」と告げる。白山神が応諾して去つた翌日、大乗寺の南に清く澄みわたつた一池が出現する。その池は旱魃になつても涸れることなく、後に「白山神水」と称せられたと伝えられる。⁽⁴³⁾

この逸話は素哲ないし当時の大乗寺僧団が白山神（白山妙理大権現）を積極的に山門護持の伽藍神として位置付けようとしていた消息を伝えるものであり、地元の白山信仰を攷みに取り込もうとする大乗寺僧団の姿勢が窺われる。この素哲が白山神より授けられて一夜にして寺の南に湧き出たとされる白山水の遺跡はいまも石川郡野々市町に存しており、「神授白山水根源靈池」という名で知られている。⁽⁴⁴⁾

註

(1) 富樫城は加賀石川郡押野莊（現在の石川郡野々市町押野周辺）に存した富樫氏の居館で富樫館ともいい、南北朝初期には藤原家善すなわち富樫家善（刑部左衛門尉）が地頭として活動している。押野莊に建立された大乗寺は鎌倉末期に富樫家尚が永平寺の義介を開山に拝請して禅刹となしたものであり、

その後も富樺氏は南北朝・室町期を通じて加賀守護として君臨する一方で、開基檀越として大乗寺を外護している。尊經閣文庫所蔵『富樺系図』によれば、家善は加賀守護の富樺高家(富樺介、?—一三五一?)の弟で、押野荘の地頭であつたことが知られており、押野荘富樺城に居したため押野殿と称される。法名は英遵居士または英道居士とされ、大乗寺所蔵の『大乗寺過去帳』上巻では、年時は不詳ながら七月二〇日を命日としている。日置謙編『(改訂増補) 加能郷土辞彙』の「トガシイヘヨシ富樺家善」の項では、

泰明の子。高家の弟。法名英遵。石川郡押野に住して押野殿の称せられた。貞和二年四月一六日永光寺の明峰素哲を大乗寺に屈請して、寺地を寄進した文書には押野地頭藤原家善とある。亀尾記には家善の通称を刑部左衛門としてある。という簡略な考証が存している。

(2)『洞谷五祖行実』「洞谷第三祖新豊菴開基加州淨住二世無涯和尚伝」には「歎應二年住洞谷時」とあって、智洪が歎應二年に永光寺に入院したかのごとく記している。しかしながら、これはあくまで仏舎利奉納の時期を述べたものであり、入院の年時を示したものとは見がたい。当時の大乗寺に寄せる素哲の思いからして、おそらく素哲の退院と同時に智洪が素哲の意向を受けるかたちで永光寺の第三世ないし輪住第一世として住持職に就任しているものと見られる。

(3)『通幻寂靈禪師全集』三巻は昭和一五年(一九四〇)四月に伊藤慶道(曹山)氏によって編集刊行されたものであり、およそ通幻寂靈に関する語録・文書・伝記史料などが網羅的に収録

されている。その巻中の『通幻寂靈禪師統語録』には白獸穩貞が撰した「永沢通幻禪師生縁考証」が収められているが、そこに通幻下の石屋真梁の撰した「通幻和尚人事」についても穩貞による注記が付されている。末尾に「蓋し菴公は嘗て光禪を董すること十余年、尤も峯祖の行由に熟す。故に其の辨折、此の如く詳明なり」とあるから、稳貞がこの記事を記したのは寂庵道光が光禪寺の住持を退董して以降ということになろう。あるいは稳貞も道光が撰した素哲の行由である「光禪開山老和尚行業記」を閲覧していた可能性も存しよう。

(4)六群の党とは、古代インドのむかしブッダ釈尊の在世当时に常に徒党を組んで悪行をなし、しばしば戒制定の因を作つたとされる六人の悪行比丘(六群比丘)のことを意味する。ここでは運良の大乗寺運営に支障をなした一群の人々(曹洞宗の過激分子か)がかなり悪辣な妨害をなしたことという。なお、運良の大乗寺退董については、拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗(中)―加賀大乗寺と瑩山紹瑾を踏まえて―」(『駒澤大学仏教学部論集』第二九号)の「六群の党による妨害と大乗寺退董」の箇所を参照。

(5)日置謙編『(改訂増補) 加能郷土辞彙』の「トガシイヘナホ富樺家尚」の項では、義介を大乗寺に迎えた記事の後、元徳元年歿。法名英俊。その名は大乗寺紀の外に見る所がないが、富樺氏の家系を見るに、家春と泰明との間に過多の年序を距てるから、その空所を充たす人かと考えられる。

泰明（称次郎）とを結ぶ中間に位置する人として家尚の存在を推測している。

(6) 因事退院というのが史実とすれば、運良は何らかの事件に巻き込まれて大乗寺を退董するに至った特別の事情が存したのかも知れない。大乗寺の歴史でも運良の化導期間は實に一三年にも及んでいるが、その間に記された古文書の類が今日に全く伝えられていないので不可解である。

(7) 富樺家善は素哲ら曹洞禪者に接近した檀越であつたものと見られるが、あるいは応長元年に紹瑾が素哲に与えた譲与状を踏まえて素哲を大乗寺に招いたものなのか、単に運良が去つて後に荒廃していた大乗寺に一族出身の素哲を迎えたものなののかは定かでない。

(8) 韋馱天Skandaは古来より伽藍および斎供の守護神として庫院や厨房でまつられる。もともとインドで天軍の一将として婆羅門の神であつたが、後に仏法の守護神となつて南方増長天の八将の一として、四天王三十二將の首将とされている。『禪林象器錢』第五類「靈像門」の「韋天將軍」において編者の無著道忠は、

忠曰、禪林韋天像、安之厨房、未知何拠。伝説、韋天為宣律師送天厨。大慧普說云、宣律師感得韋馱天神毎日供厨食。今安厨司、有託此説乎。

と記しており、禪林の厨房で韋馱天をまつる根拠を詮索している。また『洞上伽藍諸堂安像記』の「庫堂韋馱天」に「蓋韋馱天者、火天也。是故從古安庫堂、以專憑鎮火之護法也」とある。

(9) 多聞天Vaiśravanaとは毘沙門天のことであり、四天王の一で、須弥山の北方を守護して財宝富貴を司り、仏法の守護神とされる。ただし、素哲が大乗寺に入院したとき毘沙門天が化現したという逸話が何に基づいているのかは定かでない。運良が退院する原因として一山の大衆の不和合が挙げられており、素哲が新たに毘沙門天をまつた背景には、運良の轍を踏まぬために一山の和合を願つて毘沙門天の力をもつて護法を図ろうとしたものであろうか。

(10) 初期の大乗寺の世代については、拙稿「初期大乗寺僧團の形成と展開—徹通義介・瑩山紹瑾・恭翁運良・明峰素哲および明峰派下—」(『宗学研究』第四〇号) を参照。

(11) 珠巖派が大乗寺の主要な住持職を維持してきたことは『大乗聯芳志』や『加賀大乗寺史』によつて知られる。しかしながら、『大乗寺護法明鑑』第二「明鑑伝古」には、
夫レヨリ一代二代コノカタ、各々輪番ノ格式ニテ歴任シ來
レルコト、住持三宝、百丈コノカタノ新規則ニテ、只夕衆僧
ノ為メニシテ、現前三宝ノ伽藍ニヨラス。得レ人法ヲ付スル
ヲ伝來トスルニ同シカラサルナリ。

とあり、輪番の格式で歴住してきたことを伝えている。また栗山泰音『嶽山史論』などにおいても大乗寺が輪住地であった点が指摘されている。その後の大乗寺が輪住制のごときものを敷いた証拠として、たとえば『永光寺四派本院住山記之写』に永光寺の世代で大乗院にも住持した禪者の記事として、

・第四十二世、桂巖和尚、諱英昌。〈承天菴歴世〉、珠岩和尚之孫、嗣法徹山禾上。〈大乘寺世代、受業佛陀寺太源和

尚々。

・七十四世、南山和尚、諱妙寿。無漏派。嗣法大乘中石至玉和尚。

・七十九世、謙叟和尚、諱慶益。嗣法虛室和尚。大乘三十世。舜禾上孫。

・百廿四世、南溟和尚、諱惠的。加州人事。三旬住。大乘十五世。嗣法謙窓禾上。

といつた記載が存している。また『日本洞上宗派図』にも今日の大乗寺世代とは別に明峰派の禪者で「大乗」の肩書きを有する人がかなりに及んでいる点なども、中世の大乗寺が輪住制に近いかたちで継承維持されていたらしいことを窺わせている。

(12) 暦応二年(一三三九)一二月一三日に光嚴上皇よりつぎのごとき利生塔を造営する院宣が永光寺の智洪にもとに下されている。すなわち、永光寺には「光明〔嚴〕院院宣」として、能登国永光寺塔婆事、為勅願之儀、遂修造之功、殊可奉祈天下泰平者、院宣如レ件。仍執達如レ件。

暦応二年十二月十三日。 按察使経頭。(花押)

智洪上人御房。

という文書が伝えられており、同じく足利直義(左兵衛督)の下知状としても、

能登国永光寺塔婆事、院宣如レ此。為六十六其之隨一、寄料所可造立状如レ件。

暦応二年十二月十三日、 左兵衛督。(花押)

永光寺長老。

と同日の文書が存している。この点は『洞谷五祖行実』「洞谷第三祖新豊菴開基加州淨住二世無涯和尚伝」にも、

暦応二年住洞谷時、光明院聞師道譽、問禪要。且送賜仏舍利一顆、建三重塔婆、為天下禳災勅願道場、殊賜建塔資、鎮護山門。へ今有建塔院宣數通并寄附塔資院宣公帖、皆是師法驗所旗也。へ山上今有塔所旧礎。普濟錄云、五老峯前雲片々、三重塔外月明々。再退淨住、大振玄風。

と記されている。足利政権下で吉見氏が能登守護になつたのが、永光寺に塔婆(利生塔)を設置する契機になつたものと見られる。

(13) 永光寺には暦応三年正月一日付で足利直義が下した寄進状として、

奉安置能登国永光寺塔婆。仏舍利二粒、一粒東寺。

右於六十六州之寺社、建一國一基之塔婆。忝任申請、既為勅願。仍奉請東寺仏舍利、各奉納之。伏冀、皇祚悠久、衆心悅怡、仏法紹隆、利益平等。安置之儀、旨趣如件。

暦応三年正月一日、 左兵衛督源朝臣。(花押)

という文書が伝えられ、また同年三月六日付で足利尊氏が下した寄進状としても、

寄進能登国永光寺當國若部保地頭職(備前兵庫頭入道跡)右為塔婆料所々々寄附也。早守先例、可被致沙汰之状如レ件。

暦応三年三月六日、 権大納言源朝臣。（花押）

という文書が伝えられており、仏舍利二粒（一粒は京都東寺のもの）が永光寺に奉安されていることが知られる。『曹洞宗古文書』上巻「永光寺文書」参照。

（14）永光寺の輪住制については、廣瀬良弘「中世林下禅林の住持方法－能登永光寺輪住制の成立と発展－」（『駒澤大学史学論集』第一六号）や伊藤良久「永光寺輪住制度の考察（二）－「住山記」をもとにして－」（『曹洞宗研究員研究紀要』第二九号）などを参照。

（15）延享元年（一七四四）五月五日に大乘寺第三七世の慈麟玄趾（一六九〇—一七六四）が撰した『洞雲寺碑文』に、素哲に関するつぎのごとき内容が記されている。

歴応中、我カ香山第三祖明峯和尚、遊方ノ次、東奥ニ至リ、名取郡岩沼駅ニ宿ス。因テ竹駒明神ニ詣ズルニ、明神、時ニ祭事有リ。郡ノ人民ヲ挙ゲテ尽ク祭事ニ詣ズ。師、其夜、神社ニ宿シテ祭事ヲ見ル。夜將ニ半ナラントスル時、一老人來リ、礼拝シテ師ニ法要ヲ示スヲ請フ。師コレヲ示スニ華嚴経ノ要文讚説仏法ノ不可思議功德ヲ以テス。則チ老人、至心ニ法ヲ聴キ、歡喜窮リ無シ。老人、師ニ謂テ曰ク、大徳、若シ法幢ヲ建テ広ク群生度スルヲ欲セバ、則チ是ヨリ北方六七十里、宮城郡国分七北田邑ニ伽藍旧基有リ。大菅谷保佐賀野ノ寺ト曰ヌ。山下ニ佐藤氏某者有リ。大徳、住テコレニ宿セヨ、ト。言ヒ訖ハリ、老人忽焉トシテ見ヘズ。黎明、師、神殿ヲ下リ、而テ直ニ名取川ニ趣ク。時ニ仲春初メノ五カナリ。漸（ユキトケ）マサニ川ニ溢レ、師、済ル所ヲ知ラズ。

濟川ノ者一人有リテ師ニ謂テ曰ク、尊者モ亦夕濟ラント欲スヤト。師曰ク、欲スト。則チ師ヲ背上ニ負ヒ、安然トシテ川ヲ済ル。師、問テ曰ク、汝ノ姓名何人ニテ、住処何ニカ在ルト。答テ曰ク、六七十里ヲ去ル宮城郡国分市名坂ニ住スル佐藤氏某ト云フ賤鄙人ナリ。前日、竹駒神社ノ祭事有リテ來リ、今日将ニ村里ニ帰ラントスト。師、意私ニ老人ノ言ニ冥符スルヲ怪シミ、又問テ曰ク、宮城郡中ニ大菅谷保佐賀野ノ寺ノ古跡有ルヤト。曰ク、我、名跡ヲ尋ルヲ欲ス。願クバ汝、我カタメニコレヲ導クヤイナヤト。曰ク、諾。若シ然ラバ、則チ我カ弊廬有リ、尊者來リテ是ニ一宿セヨ、トテ相ヒ俱ヒ村里ニ到リ、佐藤氏ノ家ニ宿ス。遂ニ居ルコト三数日、老人ノ言ヲ以テコレヲ告グ。佐藤氏、深ク此ノ言ヲ怪シミ曰ク、是ヨリ北數里ノ山間ニ大湖有リテ、湖中ニ二毒龍有リ。人若シ至レバ、則チコレヲ食ス。故ニ人敢テ湖辺ニ近ズカズ。是則チ大菅谷保佐賀野ノ寺古跡ナリ、トテ備ニ竹阿・普美子ノ故ヲ以テコレヲ語ル。尊者ノ有徳ト雖モ二龍容易トスベカラズ。其ノ南數里ニ文殊ノ古堂有リ。尊者、暫ク此ニ住マバ、自然ニシテ必ズ神有ランカト。是ニ於テ、師、佐藤氏ノ言ニ從セ文殊堂ノ傍ニ草庵ヲ構ヘ、以テ寓居ス。妙音山実相寺ト称スルモノ是ナリ。

師、一日、佐藤氏ニ從ヒ、山後ニ杖ヲ携テ獨行シ、湖辺ニ至リ、手ツカラ古松ノ倒枝ニ攀リテ水中ヲ伺ヘバ、寒水藍ノ如シ。即チ松下ニ座スコト七日七夜、一喝枝ヲ以テ湖中ニ投ズレバ、即チ倏忽トシテ風起リ、波湧キ、黒雲競ヒ來リ湖ヲ覆フ。二毒龍、湖水ノ中ヨリ飛騰シテ乗之ニ去ル。又數日ヲ經

テ、師、事状ヲ以テ国主国分形部大輔盛胤公ニ訴へ、且ツ湖水ヲ扶キテ古基ニ復セシコトヲ請ズ。盛胤公、師ヲ召シテコレヲ見、師ニ願フ所ノ地ヲ賜フ。中年十月、人民数万ノ費ヲ以テ湖水ヲ疏鑿シ、コレヲ大沢ニ通ズ。三日ノ間、水落チテ古地ヲ顯ス。尋テ殿堂ヲ建立スルコト故ノ如シ。是ニ於テ更ニ山ヲ龍門ト号シ、寺ヲ称シテ洞雲ト曰フ。師ハ実ニ其ノ始祖ナリ。

居ルコト月余、彼ノ老人、復タ来リ、師前ニ再拜シテ曰ク、大徳、我ヲ見識スルヤイナヤ、今其ノ実ヲ以テ請フヤ。我ハ白狐ナリ。此ニ住スルコト千有余年、向ニ竹駒神前ニ於テ大徳ノ甘露法味ヲ蒙リテ、頓ニ苦域ヲ脱セシコト、輒チ謝シ難シ。今、大徳、數百年ノ廢基ヲ興シ、以テ此ノ山ニ住ス。我等力願ヒ、永ク山門ニ鎮ズベシ、ト。又觀音尊像ヲ持チ来リテ曰ク、是レ則チ在昔円通寺ニ奉安シタル尊像ナリ。我レ恐クハ宿昔ニ龍ニ逢ヒ、湖中ニ没スルニ、変ジテ持テコレヲ巖窟ノ中ニ安ズ。今幸ニ大徳ニ遇ヒ、親シク慈論ヲ蒙ルハ、亦タ大悲ノ化縁ト為ルヤ、疑ハズ、ト。コレヲ師ノ前ニ置キ、老人復タ見ヘズ。師、即チ堂ヲ巖窟ノ中ニ建テ、而シテ聖像ヲ安ンジ、傍ニ白狐堂ヲ營ジテコレヲ祠リ、鎮守トス。師ノ道風化益、人コレヲ尊崇セザルハ靡シ。居ルコト僅カニ数年ニシテ法席ヲ付嘱シ、復タ加北ニ還ル。

『洞雲寺碑文』は洞雲寺境内に建てられた「洞雲寺塔碑」に刻まれているものであり、それによれば、素哲は曆応年間の初めに奥州（東北地方）へと東遊し、仙台宮城郡国分七北田村（いま仙台市泉区七北田）に到つたとされる。さらに領主の国分盛

胤の招聘を受け、荒廢水没した蓮葉山円通寺（佐賀野寺・山の寺）を再興して龍門山洞雲寺と号したことを伝えており、併せて再興にまつわる惡龍鎮圧・白狐化度の説話を載せている。詳しくは堤邦彦『近世説話と禅僧』（和泉書院刊）の「資料篇」に載る「仙台・洞雲寺縁起」を参照。

(16) 曼希については『永平寺史』上巻の「曼希禪師の事蹟と開版事業」の箇所（三三〇頁から三四二頁）に詳しい。その中で「永平寺における事蹟」の箇所に『建撕記』を引いて永平寺の火災についても簡略に記されているが、素哲や富樫氏については何ら触れられていない。

(17) 他の良韶の伝記史料としては、『続曹洞宗全書』「寺誌・史伝」に載る「正法開山無底良韶禪師行業記之略」では素哲との関わりを全く伝えていないが、『延宝伝燈錄』巻七と『本朝高僧伝』巻三一と『重続洞上諸祖伝』巻一と『洞上聯燈錄』巻二といった燈史・僧伝においては、一様に良韶が大乘寺の素哲に参じて「香巖上樹」の古則を参究したことを探している。

(18) 『洞上聯燈錄』巻二「奥州報恩山永徳寺道叟道愛禪師」の章によれば、

郡主伊勢権守柏山氏、欽尚師風迎接、深契玄旨。延文改元、創一蘭若、山名報恩、寺号永徳、捨膏腴之地、以充寺產、時黒石正法寺虛席、檀護長部氏、堅請師住持。師逼應之。後詣津輕之合浦、愛其風景、建寺号高津、亦為開山之祖、康暦元年己未九月十三日、無疾端然坐脱。門徒闍維、塔於報恩山十成院。

と道叟道愛の晩年の消息を伝えている。これによれば、道愛は

康暦元年己未の年の九月一三日に示寂していることになり、当然、「無底良韶和尚行業記」はそれ以前の作とせねばならぬ。

(19) 良韶の出自は能登酒井保の藤氏とされるが、とくに永光寺に所蔵される文永六年(一二六九)九月の「沙弥西願酒井十郎章長讓状」の紙背に、

酒井十郎章長(法名西願)——兼繼(酒井)——九郎

〔尼性韶(三階池崎後家)——淨韶(三階七郎太郎家秀)——良韶(奥州黒石正法寺開山無底和尚也)〕

という系図が記されており、同様の系図は貞和三年(一三四七)正月の「良韶寄進状」の紙背にも見られる。これによれば、良韶は永光寺の開基檀越酒井氏の血縁に連なる三階氏の出身であったことが知られる。三階氏は能登鹿島郡三階(いまの七尾市東三階町や西三階町の付近)を本領としていたとき、良韶の母である性韶尼は酒井氏の出である。後に良韶は羽咋湊吉崎内(いまの羽咋市吉崎町)の田地を永光寺に寄進している。詳しくは石川県立歴史博物館編『永光寺の名宝』を参照。

(20) 「香嚴上樹」の古則とは『無門関』第五則に、

因般若寺遭^レ焚、有^レ人問曰、既是般若、為^レ什麼^レ被^レ火燒^レ。師曰、万里一條鉄。

として載る「石門万里一条鉄」の古則を指しているものと見られる。「雲門須弥山」の古則とは『宏智頌古』第一九則に、

拳^レ、僧問^レ雲門^レ、不^レ起^レ一念^レ、還有^レ過也無^レ。門云、須弥山。として載る公案であり、もとは『雲門匡真禪師廣錄』卷上に載せられている。ちなみに『越中古文書』卷二〇「射水郡」の「永見光禪寺書類」に載る「越中州海慧山光禪寺二代松岸^ム旨^ム因禪師」の伝記にも、

有時師坐禪、峰即問、不^レ起^レ一念^レ時如何。師展^レ開兩手。峰云、是甚麼由。師云、擊^レ水無^レ蹤。峰云、過在^レ何處。師云、

須弥山。峰良久。師即拝。尽得^レ底蘊^レ、遂升^レ堂奧。峰付以^レ徹通祖翁之衣法、稱爲^レ室中領袖。

とあることによつて知られる。素哲がこの古則を初參の良韶に与えたのは、是非分別の心を払拭せしめようとしたものであろう。

(21) 「趙州庭前柏樹子」の古則とは『無門関』第三七則に、

趙州因僧問、如何是祖師西來意。州云、庭前柏樹子。

として載る公案であり、『宏智頌古』第四七則によつても知られる。「洞山麻三斤」の古則とは『無門關』第一八則に、

洞山和尚因僧問、如何是仏。山云、麻三斤。

として載る公案であり、『碧巖錄』第二二則によつても知られる。「万里一條鉄」の古則とは『景德伝燈錄』卷二〇「襄州鳳凰山石門寺獻禪師」の章に、

因般若寺遭^レ焚、有^レ人問曰、既是般若、為^レ什麼^レ被^レ火燒^レ。師曰、万里一條鉄。

とあることによつて知られる。素哲がこの古則を初參の良韶に与えたのは、是非分別の心を払拭せしめようとしたものであろう。

(22) 通幻下の石屋真梁が撰した「通幻和尚人事」には「十九歳時、向賀州大乗寺、朝参暮請、志氣抜萃」とあるにすぎない。また月坡道印が撰した「通幻靈禪師行実」では大乗寺に到つたことすら記していない。また『扶桑禪林僧宝伝』卷八や『延宝伝燈錄』卷七、『本朝高僧伝』卷三六および『日域洞上諸祖伝』卷上などに載る寂靈の章では、いずれも寂靈が大乗寺の素哲に参学したこと自体を伝えていない。ちなみに寂靈が大乗寺の素哲に参学した消息に関しては、山端昭道『通幻さま』(永沢寺刊)

の「第四章、参師聞法の旅」の「加賀の大乗寺」の項や、中嶋仁道『通幻和尚の研究—南北朝時代の一偉僧』の「通幻和尚の修学と、その家風」の項などをも参照。

(23) 精進幢とは精進の旗印の意。幢とは寺院で説法が行なわれることを表示するために立てる幡のことをいい、その際の幢を立てる竿を刹竿という。ここでは寂靈が精進努力において他の模範となることき徹底した修行ぶりであつたことを意味しよう。

(24) 恭翁運良の示寂については、拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗(中)——加賀大乗寺と瑩山紹瑾を踏まえて」(駒澤大学仏教学部論集)第二九号)の「示寂と後事」の箇所を参照。法燈派の寂岸心光(神会禪師、?—一三六五)が撰したとされる『越之中州摩頂山國泰開山恵日聖光國師清泉妙意禪師行錄』によれば、

恭翁良和尚、舊同宗骨、自從創開加陽瑞應勝基、道契交盟益篤僧矣。(中略)同四年、恭翁良和尚順化、引率徒衆赴于瑞應。

とあり、越中の摩頂山國泰寺の慈雲妙意(清泉禪師・恵日聖光國師、一二七四—一三四五)が常日頃から運良と親しい交友を保ち、暦応四年に運良が示寂した際に国泰寺の大衆を引き連れて加賀の瑞應山伝燈寺に駆け付けたことを伝えている。

(25)『安樂山產福禪寺年代記』によれば、峨山韶碩が永光寺に入寺してなした活動について「(暦応)二年、峩山洞谷入寺、廊下造営、吉野帝崩御、後村上改興國」とあり、また「(康永)三、峩山住洞谷、塔立、五月一日柱立」「(貞治)二、峩山洞谷再住九月廿日」「三、峩山退洞谷」などと記されている。『永光寺年代記』では「(暦応)二年己卯、吉野主上崩、五十二歳。峩山洞谷入院、廊下作之」「(康永)三甲甲、峩山洞谷入寺、洞谷塔立、五月二日柱立」とある。一方、『洞谷五祖行実』「洞谷第四祖大雄菴開基總持二世峩山和尚伝」では、

暦應三年住洞谷、奉勅修佛舍利塔、作廊院。貞治二年再住洞谷。同五年在總持、說偈示滅。

と記されている。これによれば、韶碩が永光寺に初住した年時には暦応二年と暦応三年の両説が存している、先の智洪の消息からすると、暦応二年にはいまだ智洪が住持していたことになろう。

(26)『洞谷五祖行実』「洞谷第五祖寶鏡開基光孝二世壺菴和尚伝」に、

後住光孝、繼住洞谷。暦應四年九月十六日、在光孝寺(能州羽咋郡押水之庄有旧跡)示寂。嗣法瑞翁超源(越中紹光寺開山)・曰欽峯。建塔院於洞谷、曰三寶鏡菴。東南隅今有旧礎。

とあり、『洞上聯燈錄』巻二「能州光孝寺壺庵至簡禪師」の章にも、

出住光孝、徙洞谷。學侶雲萃、檀波川臻。（中略）越中刺史藤氏、建紹光寺。延師為開山之祖。曆應四年九月十六日、戢化于光孝丈室。建塔於洞谷、曰寶鏡。

と記されており、壺庵至簡は光孝寺や永光寺に住持した後、曆應四年九月一六日に能登羽咋郡押水の光孝寺において示寂したことが知られる。また『安樂山產福禪寺年代記』には「正中元甲子、洞谷建法堂、壺庵伝法、四月八日」とあり、「（曆應三、光孝壺庵入滅、九月十六日、洞谷五世也」と記されている。また『永光寺年代記』にも「（曆應）三年庚辰、（中略）光孝壺庵寂、九月十六日」と異筆または後筆で書かれている。至簡の示寂については曆應三年と曆應四年の両説が存していることになろうが、『加能史料・南北朝I』でも曆應四年説を採用しており、本稿でもこれに依りたい。

(27) 瑞翁超源の活動はあまり明確ではないが、『安樂山產福禪寺年代記』には「延文元、瑞翁住洞谷山永光寺」「（貞治）三、峩山退洞谷、瑞翁再住、八月十三日」「四、洞谷開山忌之三重ヲ本断絶ス、十三年門徒評議ニ再興ス。瑞翁御住」「五、峩山示寂、九十一才。洞谷住持瑞翁導師也」「六、瑞翁入滅、四月廿七日」などと記されており、永光寺における活動を伝えている。超源は永光寺の第九世であるが、再住と三住をなした峨山韶碩と相前後して永光寺に再住していることが知られる。また『総持二代和尚喪記』では明確ではないが、韶碩の示寂に際して超源は永光寺において住持として導師を勤めていること

が知られ、その翌年の貞治六年（一三六七）四月二七日に示寂している。一方、樹巖越柏は能登鳳氣至郡前波（いま鳳至郡穴水町前波）の桂林山洞光寺の第二世となつており、寺伝では観応元年（一三五〇）九月二六日に示寂している。

(28) 『加賀大乘寺史』では康永元年における僧堂建立のことは卷末の「年表」で簡略に記されるにすぎない。『曹洞宗全書』「年表」では何らの記載も存しない。

(29) 能登珠洲郡上戸（いまの珠洲市上戸町寺社）に存する法城山永禪寺（俗に蟹寺と呼ばれる）は月庵院瑛を開山とし、寺伝によれば開創は北朝の曆應元年（南朝の延元三年、一三三八）とされる。また寺には曾我兄弟ゆかりの伝承も存する。伽藍は院瑛の門流（月庵派）によつて維持されたが、第五世（肥後悟真寺開山）の太原玄孚（？—一四七九）の後に荒廃し、元和年間（一六一五—一六二四）に至つて永光寺第四五五世の陽山文泰（陽三とも、？—一六三一）が再興して中興六世となつている。藤島秀隆『加賀・能登の伝承』（おうふう）に院瑛の「蟹問答」にちなむ法力譚に關する考察が存している。また月庵院瑛は郷閥や俗姓は定かではないが、早くに永光寺の紹瑾に参じてゐるらしく、『洞谷記』にも光英として名が挙げられてゐる。後に素哲の法を嗣ぎ、能登の永禪寺のほか加賀有松の円真寺（すでに廃寺）や珠洲郡鶴飼（珠洲市宝立町）の安豊山金峰寺を開創している。『金峰寺文書』の「歴住年譜控」によれば、当山開祖月庵院瑛大禪師、嗣法明峰禪師（瑩山師孫、明峰師嫡子）。寂ハ貞和元乙酉十月三日。

に示寂したとされる。『洞上聯燈錄』卷一に院瑛の章が存している。

(30) 天桂琳光は郷閥や俗姓は定かではないが、月庵院瑛の法を嗣いでいる。当時は侍者として永禅寺から院瑛の病状を大乗寺の素哲に伝えているのであろう。後に能登の永禅寺や金峰寺および越中新川郡富山（いまの富山市梅沢町）の補陀山海岸寺などの第二世となっている。一説に能登珠洲郡古倉（いまの珠洲市若山町古蔵）の新豊山昌樹寺を開創し、また加賀大乘寺の第一〇世となつたともされる。『金峰寺文書』の「歴代年譜控」によれば、

二祖へ大乘十世〉天柱琳光大和尚、嗣法開山和尚。寂ハ応永五寅五月九日。

とあり、応永五年五月九日（六月九日とも）に示寂したとされる。世寿や法臘などは定かでない。

(31) 慧能の大庾嶺における故事については、駒澤大学禅宗史研究会編『慧能研究』（大修館書店刊）の「慧能の伝記研究」の「惠明との機縁」に詳しい。

(32) 『珠洲市史』第二巻「資料編、中世・寺院・歴史考古」の三七九頁から三九三頁に「金峰寺文書」として一三点の文書・典籍が収められており、その中に金峰寺の「歴住年譜控」が載せられている。

(33) 無尽侍者とは法燈派の藏海無尽のことであるが、詳しい消息は定かでない。運良の法孫に当たり、絶巖運奇の法を嗣いでいる。当時は興化寺において侍者を勤めていたものと見られ、興化寺の使者として一夜本『碧巖錄』などを持参して大乘寺の

素哲を訪ねたのであろう。その後、無尽は加賀地内に龍興山妙雲寺を開創したとされ、越中の興化寺や紀伊（和歌山県）由良の鷲峰山西方興国寺などにも住持しているらしい。拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗（下）—加賀大乘寺と瑩山紹瑾を踏まえて—」（駒澤大学仏教学部研究紀要』第五七号）の箇所を参照。

(34) 「一夜碧巖」の返還が伝燈寺と関わるとする従来の見解については拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗（中）—加賀大乘寺と瑩山紹瑾を踏まえて—」（駒澤大学仏教学部論集』第二一九号）の「示寂と後事」の箇所を参照。

(35) 絶巖運奇については桂岩運芳の撰した「長慶開山絶巖和尚贊」が存し、桂岩運芳については、『東山塔頭略伝』の「常照院」の項に簡略な伝記が存している。拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗（下）—加賀大乘寺と瑩山紹瑾を踏まえて—」の「絶巖運奇」と「桂岩運芳」の箇所を参照。

(36) 康永四年九月二十九日の記事は「光禪開山老和尚行業記」のほかには見られないものである。しかしながら、その日付や具体的な内容からしても、「光禪開山老和尚行業記」が撰された江戸中期の頃には、この日付を有する興化寺からの古文書が大乘寺山内に保存されていたものと見られる。

(37) 越中の興化寺とはかつて越中射水郡放生津（いまの富山県新湊市放生津）の奈吳城西に存した黄龍山興化護国禅寺のことである。開山は法燈派の恭翁運良であり、室町期には十刹位に列して五山派の官寺として展開している。康永四年の当時、興化寺住持が誰であったのかは明確でないが、おそらく運良

の高弟である絶巖運奇か桂岩運芳ではなかつたかと推測される。また運良は興化寺に隣接して兜率寺という尼寺も開創しているが、いざれも戦国末期に地震などで伽藍が埋没したと伝えられる。詳しくは広瀬良弘「越中における五山系寺院の隆盛と臨済宗法燈派の展開」（『禅宗地方展開史の研究』所収）および拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗（中）—加賀大乗寺と瑩山紹瑾を踏まえて—」を参照。

(38) 寂心に関しては、わずかに素哲の喪記集である『大乗三代明峰禪師不安并喪記之序』の「新般涅槃當寺三世大和尚真前祭奠次第定」に「斎前」の五番目として「五番寂心」の名が挙げられており、素哲の葬儀で知事・頭首に次いで顕心という人とともに真前祭奠をなしていることが知られる。

(39) 「普勸坐禪儀」に関する解説は春秋社『道元禪師全集』第五卷の「普勸坐禪儀」の解題などを参照。

(40) 『洞上伽藍雜記』の「庫院」に「庫院、曰厨庫、名香積、乃是辨食絮羹之所也。不問院之大小、總置之。故主之職、必拔有道之人、是仏祖之訓也」とあり、庫院のことを香積・香積台と称する。

(41) 富樫館（能勢殿）については、館残翁『加賀大乘寺史』「明峰の示寂」の箇所（七七頁）に、石川県立図書館に所蔵される「押野館跡図」が載せられており、加賀金沢藩士の漢学者である富田景周（字は大賛、一七四六—一八二八）が書写した富樫刑部左衛門家善の館跡の図が残されている。

(42) 道満寺は加賀河北郡金津荘内の上田名村に存したとされる禅寺で素哲を開山としており、第二世には法嗣の暁仁が就

いている。一説に暁仁が創建して素哲を開山に拝請したものともされる。『加賀大乘寺史』の「明峰の示寂」の箇所によれば、かなりの寺領を持ち、塔頭に小窪庵・西明寺・隨龍寺・長証寺・永照寺という五ヶ寺が存したとされるが、佐々成政（内蔵助、一五三六—一五八八）に焼き払われたと伝えられる。

(43) この点は石川県立図書館所蔵の『貞享二年寺社由緒書上』「加州分」の「大乗寺」に載る明峰派の円山道白が記した「覚」にも、

當時第三代明峯和尚之時、白山權現御帰依、血脉御定水御寄進候者ニ而、于今当寺用水を白山水と申、白山之水無八町を水御寄進之祖と申伝候。此義伝記者無之候得共、古来より靈地之印ニ申來候。

と記されており、同じく密山道顯の『大乗寺由緒略記』においても、

且伝説、權現曾獻靈水於大乘寺。于レ今每易レ地、隨處必転往来、是靈驗也。由レ是白山山腹坂、名レ無水八町。此古今老幼口成レ碑也。

とあることから、江戸期には白山水の伝承が一般化していたことが知られる。

(44) 『加賀大乘寺史』の「明峰の示寂」の箇所には神授白山水根源池について、

古來の伝説並に続扶桑禪林僧宝伝及び円山貞享申状に云ふ。明峰が白山の神より授けられ、一夜に寺南に涌出せる白山水の遺址は石川郡野々市町ム四八番地に現存す。而かも大乗が其の境域を易れば靈水必ず隨ひ移りて涌出するの奇

跡あり。故に野々市に現存する遺址は白山靈水の根源池なり。

と記されており、また『明峰大智尊皇遺芳』「明峰大智を打出せる大乗寺」の「野々市に於ける大乗寺址」には、

明峯か神授の白山水。

明峯か白山権現より授けられたりとの伝説ある白山水は、野々市町ム四十八番地に現存す。彼開山塔所鎮守宮の遺址と共に野々市町の東端、国道を挟んで(通称荒町)左右にあり。而して大乗寺が移転する毎に常に付隨涌出して変らざる神変の靈水の根源池として永へに其靈異と尊貴を伝へて尽きざるなり。

と述べられており、野々市町の旧大乗寺址に存する白山靈水の消息を伝えている。